

## 平成29年度建設工事共同企業体の運用について

### 【特定企業体】

- 対象工事は大規模または技術的難度が高い工事です。
- 構成員数は2ないし3社で、その構成は最上位等級同士又は最上位等級と第2位等級格付者との組み合わせです。(Aランク同士又はAとBランクの組み合わせ)
- 存続期間は契約を締結した企業体の場合は、請負代金の支払が完了したときまで、契約の相手方とならなかった企業体の場合は、当該契約が締結された日までとなります。

### 【経常企業体】

- 対象工事は各工種ごとにC等級以上の適正な規模の工事です。
- 同一構成員による結成回数は、資格の種類毎に1回とします。
- 構成員数は2ないし3社で、その構成は同級格付け同士又は直近等級格付けの者との組み合わせです。なお、企業体の格付けは上位等級の構成員と同等となります。ただし、下位の等級業者に十分な施行能力があると判断される場合に直近2等級までに認定された有資格業者の組み合わせを認めることも差し支えないものとします。
- 企業体の有効期間は翌年3月末日までで、期間内に解散した場合は解散届を提出しなければならない。また、当分の間、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体の同時登録を認めます。
- 平成29年度も引き続き、町内業者が町内業者同士で経常企業体を組む場合の加点調整について、次の対応を行うものとします。
  - ・ 競争参加資格審査時の客観点に北海道における技術社会点を加え、更に10%加算するものとします。
  - ・ 技術社会点は、構成する企業のうち、最高の点数を加えます。